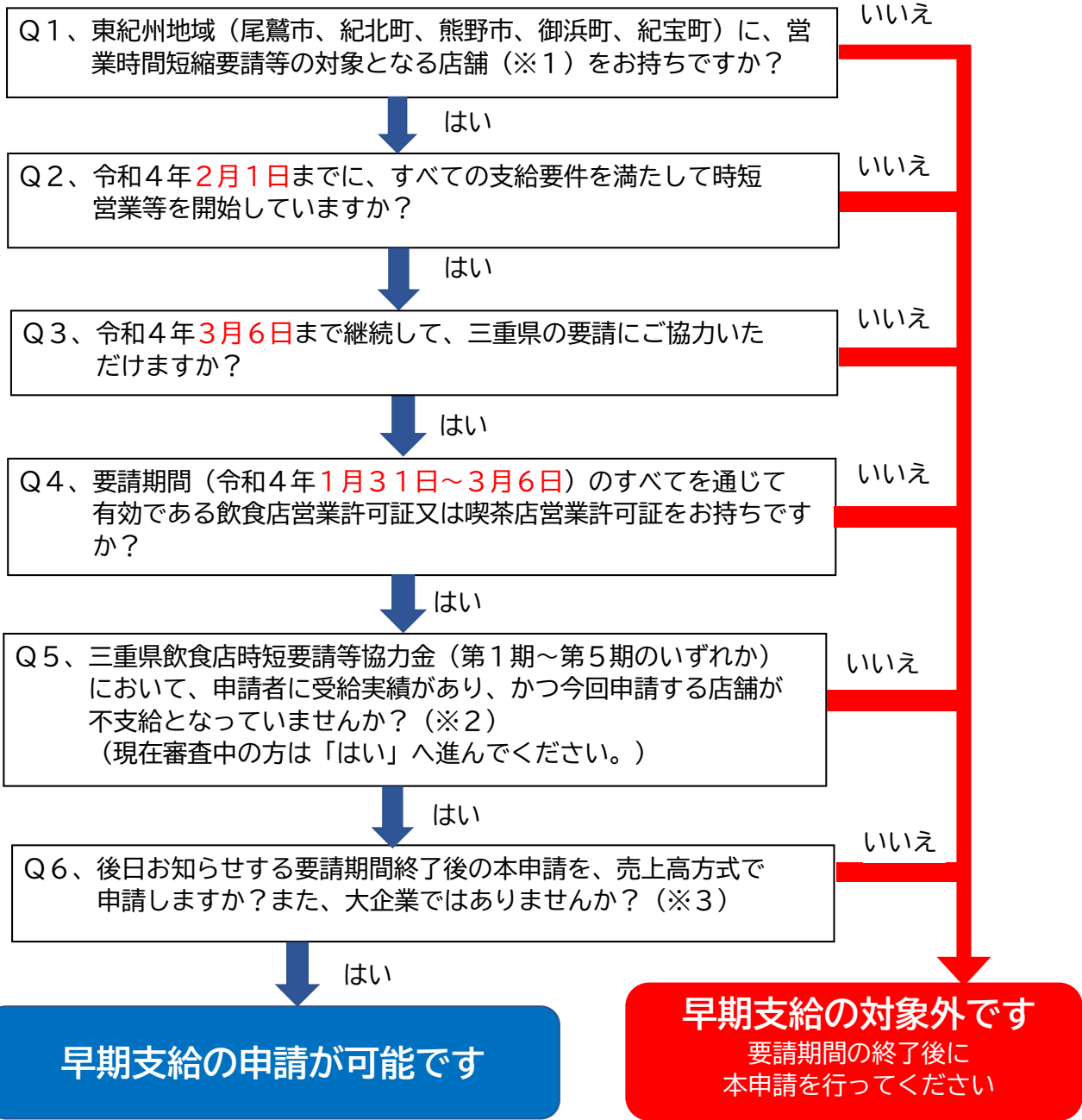


三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）早期支給対象者確認フローチャート
【東紀州地域版（尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町）】



- （※1）対象となる施設については、県HP又は早期支給の申請受付要項でご確認ください。
- （※2）三重県飲食店時短要請等協力金（第1期～第5期いずれか）の協力金について不支給となった店舗は、早期支給の申請をしていただくことはできません。
- （※3）大企業及び本申請を売上高減少額方式で申請される方は早期支給の対象となりません。要請期間終了後の本申請で申請してください。また、早期支給を受けた場合、本申請を売上高減少額方式に変更して申請することはできません。

◆早期支給は、協力金の一部を早期にお支払いする制度であり、残額については、要請期間終了後の「本申請」をしていただき、審査ののちにお支払いします。本申請の審査にて、協力金支給対象でないことが判明した場合は、早期支給済みの協力金全額を返還していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

◆本申請がないと、協力金の申請を辞退したものとみなされ、残額をお支払いできないだけでなく、早期支給済みの協力金全額を返還していただくこととなりますので、必ず本申請を行ってください。

◆早期支給の申請を行わず、要請期間終了後の本申請により、協力金総額を一括して請求することも可能です。